

覚書（給水支管）

高槻市企業管理者（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間に乙が行う給水支管の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

記

- 第1条 乙は、高槻市で行う給水支管を含む給水装置の適正な管理を覚書で定めるほか、根拠法令等に基づき、行わなければならない。
- 第2条 乙は、水道水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理しなければならない。
2 乙が前項の管理義務を怠ったために発生した損害は、乙がその責任を負うものとする。
3 給水装置に設置されている排水設備は甲が操作するものとする。
- 第3条 宅地内第一止水栓から末端の給水用具までの給水装置に異常が発生した場合、乙は速やかに指定給水装置工事業者に修繕その他必要な措置を依頼しなければならない。
2 前項の修繕等に要した費用は、乙の負担とする。
3 第1項の修繕その他必要な処置を怠ったために甲が損害等を被った場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 第4条 乙は、給水装置の適切な管理下において、配水管から宅地内第一止水栓までの間の給水装置に異常が発生した場合は、甲に対し速やかに修繕その他必要な措置を依頼しなければならない。
2 乙は、乙の敷地内（建物内も含む）において漏水等の修繕のため、甲が掘削する場合は無条件で同意するものとする。
3 第1項の修繕等の後の私有地内の復旧方法については、仮復旧（モルタル又はアスファルト）までとする。
- 第5条 乙は、甲が行う水道工事やメーターの取替えに伴う断水に協力するとともに、本水道工事等に伴って断水や濁水が発生する可能性があることを了承すること。
- 第6条 乙は、検針及び修繕等がいつでも容易に行えるよう管理するとともに、建物入口及び量水器の設置場所には、施錠等しないものとする。施錠する場合は、甲に鍵又はオートロック暗証番号を報告しなければならない。
- 第7条 乙は、甲との覚書の内容について、使用者に周知すること。
- 第8条 乙は、使用者に対し、給水方法等を説明するとともに、漏水事故等の処理体制を明確にしなければならない。
- 第9条 乙は、給水支管の所有者及び管理責任者に変更があったときは、この覚書を継承するとともに変更届を提出しなければならない。

この覚書の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日 甲

住所 大阪府高槻市桃園町4番15号
高槻市企業
氏名 管理者 ⑩

乙

住所 _____

氏名 _____ (※)

(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。